

令和5年度
第2回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和6年1月25日（木）

午後2時30分～3時30分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

令和5年度第2回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和6年1月25日（木）

開会：午後2時30分

閉会：午後3時30分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

2. 報告・審議事項

①令和5年度国民健康保険事業報告について

②令和6年度太子町国民健康保険税の税率等の改正（案）について ※審議事項

③令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について ※審議事項

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：桑名 幸夫、玉田 晶久、上岡 路明、龍田 孝夫、福田 幸代、宮中 真智子

欠席委員：なし

4. 事務局

副町長 榮藤 雅雄、生活福祉部長 嶋津 一弥、

町民課長 福井 照子、副課長 溝端 朋代、係長 八木 智晴、

さわやか健康課 課長 谷口 美香、副課長 石橋 ありさ、保健師 中西 まきこ

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会

2. 副町長あいさつ 榮藤副町長

3. 会議録署名委員の指名 会長が龍田委員と宮中委員を指名

4. 報告・審議事項

①令和5年度国民健康保険事業報告について 【報告事項】

②令和6年度太子町国民健康保険税の税率等の改正(案)について 【審議事項】

③令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算(案)について 【審議事項】

事務局：次第4. ①②③について説明

会 長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員： 報告事項の中で、第3期データヘルス計画(案) P8の下から2行目で、『「C型肝炎対策事業」「重複・多剤服薬者への訪問指導」は事業を継続するが、第3期データヘルス計画には載せない。』とありますが、上の達成状況の表では肝炎は達成状況C「目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり」、多剤服薬者は達成状況A「目標を達成」とされています。次期計画に載せない理由を教えてください。

中西保健師： 第2期のデータヘルス計画では肝炎対策を課題として挙げ事業を実施していましたが、第3期を委託業者や国保連合会、兵庫県と相談しながら策定を進めていく中で、データヘルス計画は基本的には国保の被保険者への対象事業のみで良いとの見解でしたので、町民全体の事業としては継続いたしますが、第3期計画からは載せないという判断をいたしました。また、重複・多剤服薬者への訪問指導については、対象者が非常に少人数ということで、太子町の規模から考えると今後の増加は考え難いことから、内部で検討した結果、事業は継続しますが第3期計画からは外すという判断をいたしました。

玉田委員： 分かりました。それでは、続いてP54の「4. 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況 (1) 特定健診受診者数・受診率」で、下表の経年変化の数字ですが、対象者数では資料は-629ですが、実際に計算してみると-657であり、以下の数字も間違っているようです。計算間違い又は誤植ではないでしょうか。

中西保健師： ご指摘のとおりでございます。訂正いたします。

玉田委員： 審議事項の国保の税率改正のP10で、基本的な考え方ですが、上段の案①6年度標準保険料率は県から示されたもので、上げ幅がとて大きくなるため、案②

の令和9年度に向けて4年間にわたって均して上げていこうという考えだと理解いたしました。

そこで、表右の令和5年度からの上昇額を比較すると、案①であれば月額2,400円の上昇、案②ですと月額1,367円とあります。案②は令和6年度は1,367円のアップで、来年も1,367円にプラス1,367円を足して徐々に上げて行くと理解するのか、それとも6, 7, 8, 9この4年間については、月額この上げ幅で4年間いけるということなのか、案①と案②の比較で説明していただきたい。

福井課長： 案①は、県が示した太子町の令和6年度の標準保険料率です。この標準保険料率により県への納付金の算定が行われています。本来ですと、この料率で賦課することによって県への納付金が賄える前提です。案②は令和5年度から令和9年度予測の標準保険料率を4年間で平均した率でございます。この令和9年度の予測の保険料率は、昨年度示された予測から大きく差が生じており、同様に来年度、令和7年度の税率を決定する際に示される令和9年度の予測保険料率も加入者数や所得、医療費の状況により変動する可能性があります、現時点では見込めないため、今示されている数字で計算せざるを得ない状況でございます。

玉田委員： そうすると案②はあくまでも令和6年度の方で、令和7年度は分からないということですね。令和7年度が分からない状況で、4年間で均して令和6年度の案②になるというのが分からないのですが。

福井課長： 現時点で示されている令和9年度の保険料率予想により、残りの4年度間で平均して上げていく方法が、各年度の上昇幅が少ないという考え方で算定しております。一度に上げると上げ幅が極端に大きくなること、更に、現在は基金により不足分を補填していますが、その基金が9年度まで維持できない可能性があるという状況も加味しています。

玉田委員： 令和7年度も同じような改正をするんですよね。

福井課長： はい。そうです。

玉田委員： であるのに、なぜ令和4年度分を均した額が分かるのかが不思議なんです。

福井課長： 令和9年度に向けて残り4年です。令和9年度の保険料率は具体的には公表することはできませんが、ある程度の見込みは県から示されています。その数字がゴールだとすると、4年間で平均して上げていくかたちにするのが理想的であると考えています。令和9年度の保険料率の見込みは状況によって毎年変わってしまうため、上げ幅は上下してしましますが。

玉田委員： あくまで令和 9 年度の目標が分かっているとします。そうすると案①の 2,400 円は来年も 2,400 円でそのままで 9 年までいきます。それに対して、案②の方は 1,367 円上げます。来年は令和 5 年度と比較するとこの倍の 2,734 円上がります。という風に毎年この 1,367 円を上げていくという計算ですか。

八木係長： 案①は、令和 6 年度の納付金の算定額により示された率であるため令和 6 年度分だけであり、令和 7 年度分は変更となります。案②は、今年度示されている令和 9 年度保険料率に向け、残り 4 年度で均等にその率まで上げていくための令和 6 年度の率となります。

玉田委員： そうなると一気に上げるのであれば案①で、均等に上げていくのであれば案②で、令和 9 年度の保険料率が変わらないのであれば令和 7 年度も 1,367 円上げていくということでしょうか。

副 町 長： 設定条件が変わらなければそうです。

生活福祉部長： 設定条件が変わらなければそうですし、来年に令和 9 年度の保険料率の変更があれば、その示された率を 3 年間で平均した上げ幅となります。

会 長： 他に何か質問はございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、本日の審議事項であります「令和 6 年度太子町国民健康保険税の税率等の改正（案）について」及び「令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」につきましては、当協議会として「承認」とさせていただいてよろしいでしょうか。ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

会 長： 承認多数ということで、当協議会として「承認」とさせていただきます。今後も、引き続き健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。

会 長： 続いて、次第 5. その他について、事務局よりお願いします。

5. その他 事務局より事務連絡

6. 閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和 6 年 2 月 15 日

署名委員

龍田孝夫

署名委員

宮中真智子